

## 【2】 総務班の役割

### 1. 総務班の構成

部長(1名)、副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3~4)で構成する。

### 2. 総務班の役割

#### 2-1 平常時の役割

- (1) 自主防災会の防災規約、計画の整備作りなどは、総務班を中心となって行動します。
- (2) 自主防災会の事務局として、自主防災会議の開催や資料作成などを行います。
- (3) 区民名簿の管理・整備する（区が毎年、作成する区民名簿を流用する）。  
各世帯毎に、世帯主について「**様式 3 : 区民名簿**」を参照する。
- (4) 人材台帳の管理・整備（転入・転出など）  
災害時の応急救護や救出・救護、及び情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材を「**様式 4 : 人材台帳**」に記載する。
- (5) 資格・技能を持った人  
元消防団員、元警察官、元自衛官、保険師・助産師、看護師、整体整骨師、調理士・栄養士・アマチュア無線資格者・重機などのオペレーター。
- (6) 防災訓練（総合訓練・個別訓練）の実施と訓練結果の不備の改善。  
「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練、応急訓練」、「避難訓練」「給食・給水訓練」などに取組み、訓練の結果、不備事項があるときは改善を図る。
- (7) 救出・救護活動、及び医療機関への連絡などを定める。  
「**様式 8 : 緊急時連絡先一覧表**」を作成する。
- (8) 「**我が家は、大丈夫!**」の黄色いハンカチ作戦の推進。  
総合防災訓練(7月)、地域防災訓練(12月)に訓練を実施する。

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日	31年 01月 15日	ページ
作成日	28年 02月 13日	6

## 2 - 2 災害時の役割

- (1) 災害対策本部の設営・管理、及び事務局として活動する。
- (2) 各活動班に対する災害対応活動の動員指示、要請する。
- (3) 災害対応活動に係る情報、及び記録の管理・保管する。
- (4) 市、及び広域避難所の管理者と調整する。
- (5) 災害ボランティアなどの防災関係団体と調整する。
- (6) 各種団体に協力要請する。
- (7) 自主防災会内の警備事項の指示、及び秩序、維持に関すること
- (8) 生活必需品の不足状況の把握、及び調達。
- (9) 区内全体の生活環境の維持安定。
- (10) 他の班に属さない事項の処理。

## 3. 総務班組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第5町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：